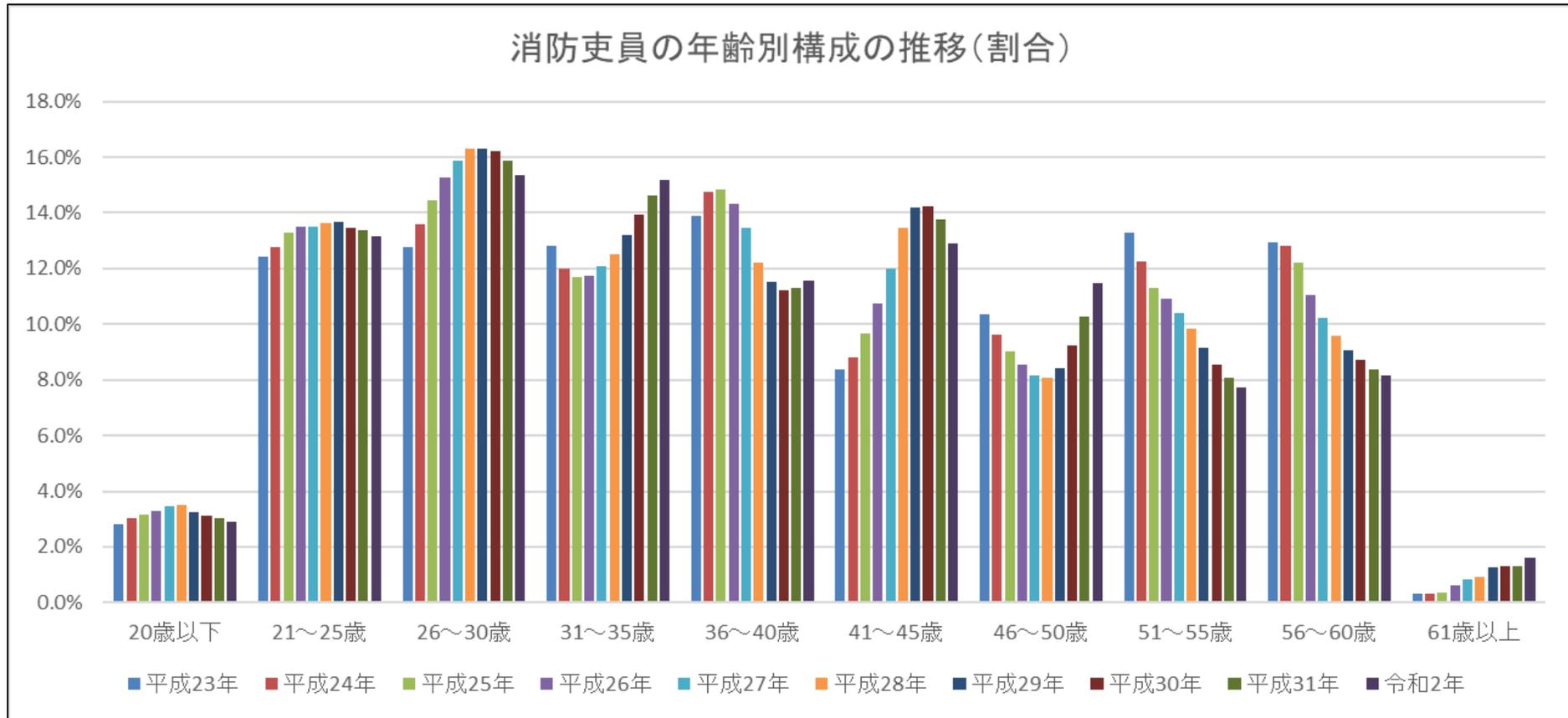


救助人材育成関係データ



救助人材育成関係データ

○隊長について

- ・「救助活動の基準」
(隊長の任務)

第七条 救助隊を編成する救助隊員(以下「隊員」という。)のうち一人は救助隊長(以下「隊長」という。)とする。

2 隊長は、上司の指揮監督を受け、救助隊の隊務を統括する。

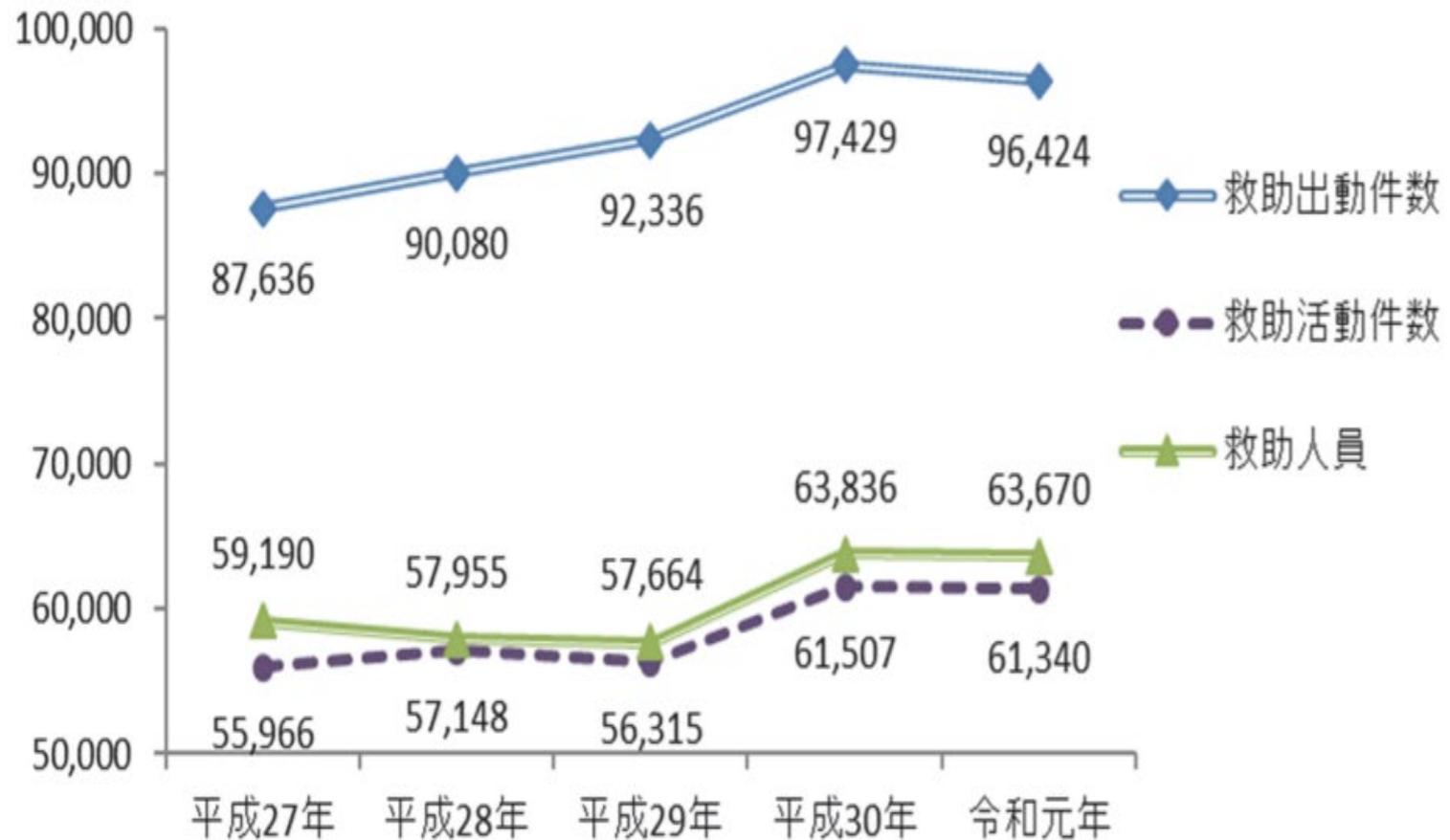
- ・隊長は、訓練計画の策定、現場での活動指示、大隊長への進言・報告、他隊との連絡、安全管理など、平時・災害時ともに要の存在。
- ・隊長に関する要件や基準はなし。
- ・東京消防庁では、隊長クラスなど訓練指導者向けに「訓練指導マニュアル(R2.9)」「訓練統制マニュアル(R2.5)」を策定し、隊長レベルの強化を図っている。

○教育訓練関係の消防庁のこれまでの取組

- ・教材や教育訓練方法に関するマニュアル等是不存在
 - ・高度化等検討会で教育訓練をテーマとした実績無し
 - ・シンポジウムでは令和元年度に「救助活動能力の向上に向けた効率的かつ効果的な教育訓練」を開催
- ※H29のシンポジウムでは関係機関との連携をテーマにして開催(「関係機関との連携強化がもたらす救助活動の効率化」)

救助人材育成関係データ

救助出動・活動件数及び救助人員の推移



救助人材育成関係データ

消防職団員の公務による死傷者数

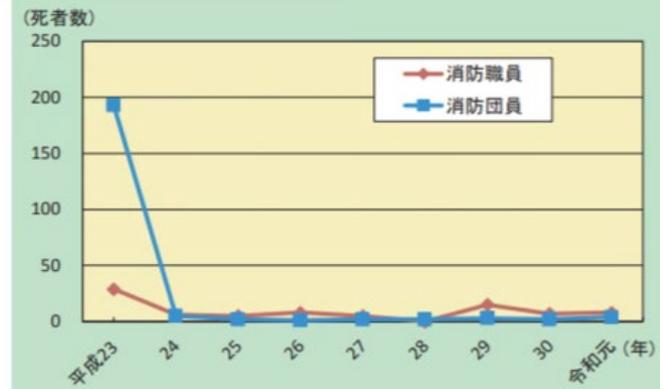
(令和元年中) (単位:人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	死 者	4	0	4	33.3
	負 傷 者	174	143	317	14.2
風 水 害 等 の 災 害	死 者	0	1	1	8.3
	負 傷 者	15	23	38	1.7
救 急	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	227	0	227	10.2
演 習 ・ 訓 練 等	死 者	1	1	2	16.7
	負 傷 者	444	686	1130	50.7
特 別 警 戒	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	2	10	12	0.5
捜 索	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	13	10	23	1.0
そ の 他	死 者	3	2	5	41.7
	負 傷 者	385	97	482	21.6
計	死 者	8	4	12	100.0
	負 傷 者	1,260	969	2229	100.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

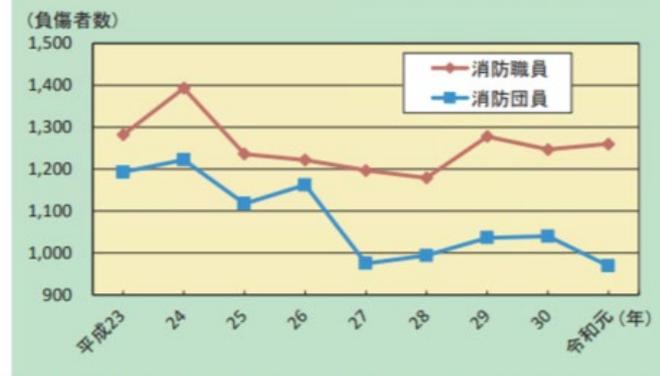
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある

消防職団員の公務による死者数の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

消防職団員の公務による負傷者数の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成